

新型コロナ・オミクロン株対応ワクチン接種情報 (COVID-19)

オミクロン株対応ワクチン接種を実施しています

問合せ 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

☎(4333)8907・☎0570(012)440(ナビダイヤル)

(午前8時30分～午後7時)・☎050(3852)1343

接種対象 初回接種(1・2回目)を完了した
12歳以上の全ての方

接種間隔 最終の接種から5か月以上経過した方

※国は、接種間隔を短縮の方向で検討しています。

使用ワクチン オミクロン株・従来株に対応した2価ワクチン

※オミクロン株対応ワクチンは、現状、1回の接種で完了します。

接種会場 ▶地域の医療機関での個別接種、▶区集団接種会場(元気館・第1分庁舎・各地域センター等)、▶高齢者施設、障害者施設への巡回接種

接種券 これまでに送付済みの3回目接種券と4回目接種券をお持ちの方で未接種の方は、オミクロン株対応ワクチン接種に使用できます。既に従来型ワクチン接種時に使用済みの方には、接種時期により接種回数に応じた接種券を今後順次発送します。詳しくは、新宿区ホームページ・広報新宿後号でお知らせします。

HPで詳しく



新宿区生活支援臨時給付金

新型コロナや物価高騰等の影響を踏まえた生活支援のため、区独自で実施します。

10月21日(金)から順次、対象世帯の世帯主あてに確認書等を発送しますので、必要事項を記入しご返送ください

支給対象 令和4年9月21日(基準日)に新宿区の住民基本台帳に記録されている世帯全員が、令和4年度分の特別区民税・都民税所得割を課されていない世帯の方

支給金額等 1人に付き2万円(世帯員数×2万円を世帯主に支給)

返送期限 令和5年1月31日(火)(消印有効)

手続方法 確認書等に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。詳しくは、同封の支給案内をご覧ください。

※返送期限までに返送がない場合は、給付を受けられません。

支給時期・方法 区に確認書等が到達してから、おおむね3週間～1か月後に口座振り込みで支給

※口座をお持ちでない方は、下記コールセンターへお問い合わせください。

※最新の税情報等により不支給となる場合があります。

区生活支援臨時給付金コールセンター

☎0120(008)115

開設日時 10月17日(月)～令和5年1月31日(火)(土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時15分)

代筆・代読が必要な方や電話での問い合わせが困難な方へ
区役所本庁舎地下1階に相談窓口を開設します

開設日時 10月24日(月)～令和5年1月31日(火)(土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時)

- ◆給付を装った振り込め詐欺や個人情報の詐取には、十分ご注意ください。
- ◆DV等被害を受けて区に避難している方は、給付を受けられる場合がありますので、生活支援臨時給付金対策室へご相談ください。

本事業の担当課 生活支援臨時給付金対策室 ☎(5273)4112・☎(5273)4366

低所得の子育て世帯の方へ 子育て世帯生活支援特別給付金の 申請を受け付けています

新型コロナや物価高騰等の影響を踏まえた生活支援のため、下表のとおり、給付金を支給しています。要件等詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています。

給付金額 児童1人に付き5万円(1回限り)

問合せ ▶ひとり親世帯分…子ども家庭課育成支援係 ☎(5273)4558、▶ひとり親世帯以外分…子ども家庭課子ども医療・手当係 ☎(5273)4546(いずれも本庁舎2階・☎(3209)1145)

◆ひとり親世帯分

対象	申請	給付方法
▶令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方	申請の必要はありません	児童扶養手当の振込先口座に支給
▶公的年金等の受給により、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(令和2年中の所得が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方のみ)	申請が必要	審査の上、指定口座に支給
▶令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナの影響等で家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方	申請期限は令和5年2月28日(必着)	

◆ひとり親世帯以外分

対象	申請	給付方法
①令和4年4月以降の児童手当・特別児童扶養手当の支給を受けている、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方	申請の必要はありません	児童手当・特別児童扶養手当の振込先口座に支給
②令和4年4月1日～5年2月28日に出生した子を養育する児童手当の支給を受けている、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方		
③平成16年4月2日(障害児の場合平成14年4月2日)～令和5年2月28日に出生した子の養育者で、下記のいずれかに該当する方 ▶令和4年度分の住民税均等割が非課税の方(②に該当の方を除く) ▶新型コロナの影響等で家計が急変し、収入が令和4年度分の住民税均等割が非課税の方と同じ水準になっている方	申請が必要	審査の上、指定口座に支給(児童手当・特別児童扶養手当を受給中の方は手当の振込先口座に支給)

地震に強い住まいのために 区の支援事業をご活用ください

下表耐震化支援事業の今年度の申請期限が迫っています

耐震化支援事業		申請期限
木造住宅の耐震化への助成 対象 昭和56年5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅(過半が住宅)	予備耐震診断(無料)	令和5年1月31日(火)(消印有効)
	詳細耐震診断(無料)	12月28日(水)
	補強設計等への助成	(郵送は12月31日(土)(消印有効))
	耐震改修工事への助成	11月30日(水)(消印有効)
非木造建築物の耐震化への助成 対象 昭和56年5月31日以前に着工した非木造建築物	耐震アドバイザー派遣(無料)	令和5年1月31日(火)(消印有効)
	簡易耐震診断(無料)	12月28日(水)
	耐震診断・補強設計への助成	(郵送は12月31日(土)(消印有効))
	耐震改修工事への助成	11月30日(水)(消印有効)
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化への助成	補強設計への助成	10月31日(月)(消印有効)
	耐震改修工事・除却・建て替えへの助成	11月30日(水)(消印有効)
ブロック塀等の除去への助成		令和5年1月31日(火)(消印有効)
耐震シェルター・耐震ベッド設置への助成		令和5年1月31日(火)(消印有効)

※工事等の契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。

区では、災害に強いまちづくりに向けて支援を行っています。

問合せ 防災都市づくり課(本庁舎8階)

☎(5273)3829・☎(3209)9227

HPで詳しく



▲建築物等耐震化支援事業



▲耐震化支援事業イメージキャラクター 耐震くん

ご紹介します

区地震に備えたさまざまな支援

助成の内容ごとに条件・手続き等が異なります。

詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

▶木造住宅の不燃化建て替えや除却(取り壊し)への助成…防災都市づくり課 ☎(5273)3844(不燃化担当)

▶細街路の後退用地内にある擁壁の撤去・新設等の一部助成…建築調整課(本庁舎8階) ☎(5273)3733・☎(3209)9227

▶家具転倒防止器具の無料相談・取り付け…危機管理課危機管理係 ☎(5273)4592、家庭用防災用品・消火器・住宅用火災警報器のあつせん…地域防災係 ☎(5273)3874(いずれも本庁舎4階、☎(3209)4069)